

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                               |
|-------|------------------------------------|
| 2     | 児童福祉に関する事務(負担能力の認定および費用の徴収)基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、児童福祉に関する事務(負担能力の認定及び費用の徴収)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和6年11月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 児童福祉に関する事務(負担能力の認定及び費用の徴収)  |
| ②事務の概要                   | (評価対象事務全体の概要)<br>児童福祉法並びに子ども・子育て支援法及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち保育所等を利用するこの保護者の負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。<br><br>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)<br>児童福祉法並びに子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>①保育所等を利用するこの保護者の負担能力の認定<br>②保育所等を利用するこの保護者に対する費用の徴収 |
| ③システムの名称                 | 1. 福祉総合システム(子ども子育て支援システム)<br>2. 中間サーバー<br>3. 共通基盤システム(庁内連携システム)<br>4. 団体内統合宛名システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 子ども子育て支援ファイル(児童福祉)       |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第1(第8項)<br>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | (特定個人情報の照会ができる根拠規定)<br>番号法第19条第8号 別表第2(第13、16項)<br>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第12条   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 保育課   |
| ②所属長の役職名                 | 保育課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| —                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当<br>〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号<br>電話番号(0463)21-8764  |

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |   |
|-----|---|
| 連絡先 | 平塚市 健康・こども部 保育課 保育担当<br>〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号<br>電話番号(0463)21-9612 |
|-----|---|

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

### 適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |  |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <input checked="" type="checkbox"/> [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か         | 令和6年11月20日 時点  |

### 2. 取扱者数

|                        |   |
|------------------------|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input checked="" type="checkbox"/> [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か               | 令和6年11月20日 時点   |

### 3. 重大事故

|  |   |
|--|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input checked="" type="checkbox"/> [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|---|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ○ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ○ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)                             |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                  |   |
|-----------------------------|------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ <b>十分である</b> ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                  |   |
|-----------------------|------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ <b>十分である</b> ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                 |                  | 管外受託者(転入予定者)等の保育料算定に当たり、マイナンバー制度による情報連携により税情報を取得している。他市町村への照会をするにあたり、照会用データを作成する際、データを複数名で確認していることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。 |

## 9. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                  |   |
|--------------|------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ ] 十分に行っている [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [ ] 十分である [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠            | この事務において、発生するリスクは、照会用データを作成する際に、対象者の選定や当該対象者に係る情報の作成を誤らないように実施することであり、照会用データを作成する際、データを複数名で確認していることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。   |   |

## 变更箇所